

Global Tax Update

インド

デロイトトーマツ税理士法人

2017年9月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 就労ビザおよび商用ビザに係る最近の変更点

インド政府は、インドにおけるビザ制度の自由化、簡素化および合理化のために様々な措置を講じている。就労ビザおよび商用ビザについて、最近の主な変更点を以下に要約する。

変更点	内容
最低給与額の通貨単位を米ドルからインドルピーに変更	<ul style="list-style-type: none"> ■ 就労ビザのための年間最低給与額は、現在はインドルピーに固定されている。従前は、年間最低給与額は米ドル建てであった。したがって、年間25,000米ドルの基準は、年間1,625,000インドルピーに変更して適用される。 ■ 上記より、辞令／雇用契約書においては、インドルピー建てで給与を記載することが望ましい。
フォームCの要求	<ul style="list-style-type: none"> ■ ほとんどの外国人地域登録局(Foreigners Regional Registration Office: 以下「FRRO」)／外国人登録局(Foreigners Registration Office: 以下「FRO」)は、外国人が宿泊施設に滞在する際に、フォームCの申請を要求している。 ■ また、チェンナイのFRROが外国人の出国／チェックアウトの詳細をオンラインのフォームCで報告することを要求していることを把握している。他のFRRO／FROも、今後同様の報告を要求する可能性がある。
ブネのFROにおける生体認証登録の義務化	<ul style="list-style-type: none"> ■ ブネのFROは、すべてのサービス(登録、ビザ延長等)において、外国人の指紋および虹彩スキャンを開始している。現時点では、他のFRRO／FROではこのような手続を行っていないものと把握している。
商用目的の長期数次ビザ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国人、カナダ人および日本人に対する有効期間10年の数次ビザの取扱いは継続する。 ■ 有効期間5年の数次ビザは、「1回の訪印につき、連続滞在日数が180日を超えない、また、登録が要求されない」という条件付きで発行される。 ■ 数次ビザの発行には、生体認証登録および面談が義務付けられている。

注: 就労ビザ、商用ビザおよび関連する家族滞在ビザは、現在、従前の単一カテゴリーのビザの発行手続に対して、サブカテゴリーとされている。各ビザの必要要件に応じて、申請書を作成しなければならない。

2. ファンド運用会社に対する救済

ファンド運用会社のインドへの移転を奨励するために、インド政府は 2015 年、インドにおけるオフショアファンド運用会社に対する税法上の優遇措置を導入した。本優遇措置において、ファンド運用会社がインドに所在していることだけを理由に、オフショアファンドの全世界所得がインドにおいて課税されないことが明確化された。

本優遇税制によると、インドに所在するオフショアファンドおよびファンド運用会社が本税制上の条件を満たす場合に、当該ファンドは、インドに「事業上の関連性(business connection)」（恒久的施設(PE)と類似した概念)を有するとみなされることはなく、インド居住者とみなされることもない、とされている。

また、オフショアファンド運用会社のインドへの移転および海外からの投資流入を促進するため、インドの最高税務機関である直接税中央委員会（Central Board of Direct Taxes: 以下「CBDT」）がイニシアチブを取り、上述の特定要件を緩和し、ファンドがインドに PE を有するものとみなさない旨の通達（詳細は、通達 No.77¹⁾）を公表した。

上記通達のとおり、1961 年所得税法 (Income-tax Act 1961: 以下「所得税法」)9 条 A(3)（すなわち、所得税法²⁾ e、f、g）に基づく特定要件は、2014 年インド証券取引委員会（外国ポートフォリオ投資家）の規定上、カテゴリー I およびカテゴリー II に登録される FPI³⁾により設立された投資信託には適用されない旨の通達が公表された。

さらに、所得税法 9 条 A に基づき、同項に基づく優遇措置を受けるための要件の一として、インドに投資するファンドは、中央政府が通知する国または特定地域に設立または登記されていることが義務付けられている。これに関連し、CBDT は、当該国または特定地域に通知（詳細は、通達 No78⁴⁾）を行った（日本は通知を受けた国の一つである）。

1 [2017 年 8 月 3 日付通達 Notification No. 77/2017/F. No. 142/15/2015-TPL](#)（インド政府ウェブサイト（英語、PDF））

2 e 項：ファンドの投資家は、直接または間接的な関係者ではない 25 名以上の者から構成されていること

f 項：ファンドの投資家および関係者のいずれも、直接または間接的に、当該ファンドの 10%を超える持分を有してはならないこと

g 項：ファンドの投資家およびその関係者の 10 名以下が直接または間接的に保有する持分総額は、当該ファンドの 50%未満であること

3 FPI カテゴリー I には、中央銀行、政府機関、ソブリン・ウェルス・ファンド、国際・多国間組織／機関等が含まれる。FPI カテゴリー II には、ミューチュアルファンド、投資信託および保険/再保険会社等の適切に規制されている広範な基盤を有するファンド、投資運用会社、投資マネジャー／アドバイザー、ポートフォリオ・マネジャー、銀行、大学ファンド、年金ファンド等の適切に規制されている者が含まれる。

4 [2017 年 8 月 3 日付通達 Notification No. 78/2017/F. No. 142/15/2015-TPL](#)（インド政府ウェブサイト（英語、PDF））

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之

hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp

シニアマネジャー Pawankumar Kulkarni

pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](https://www.facebook.com/deloitte)、[LinkedIn](https://www.linkedin.com/company/deloitte)、[Twitter](https://twitter.com/deloitte) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュートーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001